

令和3年第3回平取町議会臨時会（開会 午後1時30分）

議長 それではただいまより令和3年第3回平取町議会臨時会を開会し直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって9番鈴木議員と11番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては本日議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番 櫻井議員 本日、招集されました令和3年第3回平取町議会臨時会の議会運営につきまして本日本開催いたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願います。

議長 お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることに異議ありませんか（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算第15号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算（第15号）につきましてご説明致しますので1ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算（第15号）は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ1900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億7260万4千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。それでは「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出からご説明致しますので5ページをお開き下さい。6款1項1目商工総務費1900万円を増額するものです。10節需用費消耗品費1203万4千円を増額です。これはふるさと寄附金が当初予算額を上回ることに伴い、寄附金に対する返礼品や送料などの諸経費が不足する見込みであるため、その必要額を増額するものであります。12節委託料620万6千円を増額です。これはふるさと寄附金の増額に伴い、さとふる納税システムの利用や寄附金受領証明書の発行業務及び返礼品などの出荷サービス業務などの取扱い件数が増加したため、増額するものであります。13節使用料及び賃借料76万円を増額です。これも寄附金の増額に伴い、ふるさとチョイスに係るふるさと納税システムの取扱い件数が増加したことによる増額

であります。なお、ふるさと応援基金の積立金については寄附総額から返礼品などの諸経費を差し引いた額を積み立てるものでありますが、近年、定期便返礼品を希望される寄附者が年々増加し、令和2年度における返礼品に対する割合も全体で34%になることが見込まれ、前年度に寄附した方の定期便返礼品に係る諸経費のみが支出されることから、一概に寄附金の増額に比例して積立金も増額するとは限らないものであるため、本補正についても増額補正は行わないものであります。歳出は、以上でございます。次に歳入につきましてご説明致しますので4ページをお開き下さい。18款1項1目寄附金1節寄附金1900万円の増額です。これは只今、歳出でご説明致しましたふるさと寄附金でありまして、令和2年度における寄附総額が当初予算額を上回ることから増額するものです。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。以上、議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算（第15号）についてご説明申し上げましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。2番高山議員。

2番  
高山議員

2番高山です。何点か確認したいと思えますけれども、今回のこのふるさと納税の関係の、私たちの町に入ってくるふるさと納税が多くなったということはこれは大変喜ばしいことではないかなというふうには考えておりますけれども、今回の補正が1月の議会、もしくはどの時点でわかったのかわかりませんが、12月の定例会、1月の臨時会、あとまた今月の2月10日の議会が開催されたということがありましたけれども、この2月の議会までも間に合わなかったのか、間に合わない理由は何だったのかをまず1点、確認をしたいと思えます。

議長

観光商工課長。

観光商工  
課長

お答えいたします。今のシステムの関係ですけれども、寄附の申込みとそれと定期便に関してはいつから発送するのかというものが人によって違うということで、そのクロス集計の仕方が今の電算では、データでは出来ないということで、大体さとふるが非常に件数的に多いんですけども、そういったもの出し方はないのかということでもいろいろお願いした中では出来なかったということで。どういうふうにやったら分かるのかということでも使っている市町村、他のところも聞いたんですけどもそれがわからないという状況で、予算的には1.5倍にしたりとかそういうような感じで聞いたりしておりました。それで何か足りなくなるのではないかとということで想像はしたんですけど、3月の補正で足りるのではないかと甘い見方もあって、それでおおよその感じの数値を根拠はなくても考えてみたんですけども、3月で間に合うのかなと思ったんですけど、実質的には2月の中ぐらいで分かったというのが現実でございまして、その辺

大変申し訳なく思うんですけども、そういった部分で現時点での補正ということになったところでございます。

議長

2番高山議員。

2番  
高山議員

ただいまの話でいくとふるさと定期便だとかという形なんですけれども、そういった意味ではふるさと納税がこの2月の議会に間に合わない段階のこの時期に急激に増えたということになるのかどうか。そういうことであれば今回の補正についてもそれは仕方ないのかなと思うんですけども、担当のところでは予算の執行なり管理をしていますけれども、例えば12月の新年度の予算要求の時期には基本的には今後の所要額だとかそういったものをきちんとその集計して新しい年度の予算要望に出てくるのではないかなというふうに思うんですけども、この2月7日でないとわからないなどということになるんですか。もっと早い段階で、もしかしたら12月とか1月の臨時会もありましたし、2月10日の臨時会もあったわけですので、私はこの補正が駄目だということではなくて、この担当課として予算の執行とか管理についてやはり正直なところを私に言わせれば、職務怠慢じゃないかなというふうに思うんですけども、そうではなくて2月に分かったのであればこれは致し方ないかなというふうには思うんですけども、その辺、毎月その担当者が予算をきちんとチェックしながら執行したりしているわけですから、何故分からなかったのかというのは、もっと早く分かっていたというふうに私は自分なりに理解しているんですけども、その辺がどうなのかということが1点と、当然これだけ歳出が増えるわけでございますので何故その増額している、増加しているふるさと納税の関係で当然積立金もやっぱり増額補正をしなくてもいいのかどうかというところ、この2点についてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工  
課長

お答えいたします。各年度の実績をもってある程度予算、3年度も考えたりはしたんですけども、一昨年と昨年と比べて12月と12月でさとふるの寄附額を見ますと、2800万円ぐらい一挙に落ちたというのがあって、そこで定期便も含んでいるこのさとふるの落ち込みが全体の割合的にはどういうふうなものなんだろうというところまでは、なかなか想像出来なかったんですけども、こういった落ち込んだ分が1カ月ずれてまた請求が来るということで、逆に当初考え方がまだ甘かったのかもしれませんが、何とか3月補正で足りるのではないかなというような予想を見てしまったようなところがあります。あと積立との関係につきましては、これは元年度から定期便が極端に増えているということもありまして、元年度の委員会とかにも説明させていただきましたが、非常に定期便の経費が、寄附額はその前の年だけ経費が翌年になるということで、

どうしても寄附金額と積立ての金額のずれが生じるということで、どうしても多く経費を払ってしまう関係でその分積立金が逆に元年度が増えてしまったと、2年度はその分が繰越しというか、そういった分で2年度に経費を払ったような感じになります。寄附が入ってないのに経費を払っていると、そういうような関係もございまして、今回補正した部分については経費の分という形で経費を出しているところでございます。

議長

2番高山議員。

2番  
高山議員

先ほどから言っている、3回しか質問出来ないんであれですけども、基本的には積立金の関係はまたこの後聞きたいと思えますけれども、どの時点でこれだけの不足額が出るということが2月7日に分かったというのは正直なところ、信じられないぐらいな感じなんですよね。2月7日に分かって3月でもいいんじゃないかというんだったらいいんですけども、委託料の関係だとかいろいろな関係あるので、期限はきつと、支払いは月末だとかという形になるんじゃないかなと思うんですけども、先程来言っているように、2月がこれだけ、1月2月が増えてこれだけ多くなったんで今回、臨時に議会をやって補填をさせて下さいというのは僕はそれはそれでもいいんですけども、もっとその職場の担当課の中で予算管理がずさんじゃないかということをおし上げたいなというふうに思うんですよ。歳入のことについても、翌年、元年のものが翌年にずれるということになっているけれども、元年の定期便の経費等については翌年というのは令和2年度で計算できるんじゃないですか。だから積立てをしていかないということの理由にはならないのかなというふうには私は思うんですけども、ただこれ3回でするので今回の件につきましても中身が悪いということではなくて、予算を執行したり管理をしているところの内容がやはりずさんなことが問題だということをおし指摘したいんですよ。特にここ2、3年については今の遠藤町長が副町長の時代から新しく町長になってからも、今回のこの正直なところ予算管理執行だってこれ担当者のやっぱりそういった意味ではまずい対応だと私はそう思っています。過去にもここ1、2年、水道会計の消費税の問題も担当に言わせれば水道の専門家がないから分からなかったとか、例えば町有地の普通財産についても財務規則では無償貸付けは出来ないというのにホームページに載せたり週報に載せたりしている、バイオマスの計画のずさんさ、そういったことも含めて組織全体が、職員全体が少しもう一度、やっぱり箍が緩んでいるんじゃないかなというふうには私は考えますので、いや決裁とおりました議会に上げますと言うけれども、その段階で町内部でどのような整理をして、僕は処分しろというわけではないけれどもどういうその今後ミスを残さないような形でやっていくのかどうかというのを最後に理事者に聞いておきたいと思えますので答弁よろしくお願いします。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。今回のふるさと納税に関する事務につきましては、やはり普段の予算執行においてこれで足りるのかどうかというチェックが甘かったと言われようがそういうところは否めないところもございますので、この辺、来年度も同じような状況も予想されますので、委託会社に支払う時期のずれの問題等もあって、それも積立金にもその予算計上上の差異が生じる場所もありますので、この辺は今回のことを契機に気を引締めて執行して参りたいというふうに思っております。私、副町長になってそれから町長になって、こういった事務的な処理が、管理が箍が緩んでいると言われればこういうことも現実にはありましたので、そういう事実もあるのかもしれませんが事務執行に当たっては極力、何と申しますか、こういうことが起こらない形で我々職務に当たっているというふうなつもりではございますけれども、処分に値するミスについてはそれ相応の処分をしながら事務に当たってきているというつもりではありますけれども、そういうご指摘があるということでございますので改めてそういうことを私自身も肝に銘じまして、今後の事務執行にやらせて貰いたいというふうに思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

なければこれで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第1号令和2年度平取町一般会計補正予算第15号は原案のとおり可決しました。

日程第4、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。町民課長。

町民課長

6ページ以降の報告第1号平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正理由につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等改正法案により新型コロナウイルスの定義が規定されたことに伴う本条例附則の文言の見直しを行うものです。また本法律の施行が令和3年2月13日であり、北海道からの通知文の発出が2月9日に行われていることから、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分とさせていただいたところですので。改正の具体的内容につきましては9ページの新旧対照表の下線の部分においてご説明申し上げますので9ページをお開き願います。附則

第2条の部分になります。現行のところの中段に下線が引いてあります。その部分読み上げますと、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の部分で改正案では、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に改めるものであります。なお改正条例の施行日は公布の日からとしておりますが、2月13日付けで専決処分をさせていただいたところですので。以上、報告第1号についてご報告申し上げますのでご承認下さいますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第4、報告第1号専決処分報告については報告のとおり承認しました。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案1件で原案可決1件、報告1件で承認1件となっております。以上で全日程を終了しましたので令和3年第3回平取町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

（閉会 午後1時51分）